

令和 8 年 8 月
長 崎 県 警 察

道路交通法に基づく使用制限に係る処分基準の一部改正に伴う結果の公示について

1 処分基準の題名

自動車の使用制限命令（下命・容認）

2 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

今回の改正は、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律」の改正に伴う規定の整理及び罰条の条ずれ補正、用語の整理等、形式的なものであるため、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号の規定に準じて意見公募手続を実施しませんでした。